

銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

銚田市長 あて

申請者 所在地又は住所  
 商号又は名称  
 代表者職・氏名  
 電話番号

(※携帯電話など常時連絡の取れる番号を記載してください。)

銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり支援金の交付を申請します。

1 申請者の概要

事業形態 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人事業主
資本金の額 (出資の総額)	円	/
従業員数 (役員等は除く)	人	
市内事業所 所在地	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同一 <input type="checkbox"/> その他 _____	

2 交付申請額

「補助対象経費内訳書(様式第2号)」の合計額を記入してください。

(A + B)	経理 方式	<input type="checkbox"/> 税込経理
円		<input type="checkbox"/> 税抜経理

	光熱費等合計額(消費税抜きの額で判別)	交付申請額
<input type="checkbox"/>	120万円以上240万円未満	50,000円
<input type="checkbox"/>	240万円以上480万円未満	100,000円
<input type="checkbox"/>	480万円以上	200,000円

3 宣誓項目(すべて必須。確認の上、してください)

- 要綱第3条に規定する支援金交付要件を満たしています。
- 支援金の申請に関して提出する書類内容に虚偽はありません。
- 申請日以降も事業を継続する意思があります。
- 市税の滞納はありません。
- 市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じます。
- 市長が本交付申請に関して公的機関へ調査照会することに意義はありません。
- 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金を返還します。
- 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当していません。
- 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はありません。

4 支援金振込先

振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種別 (どちらかに○)	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※ 口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人に限ります。

5 必要書類(確認のうえ、してください)

共通	<input type="checkbox"/> 補助対象経費内訳書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 市外に本店がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳等の写し
----	---

法人	<input type="checkbox"/> 決算書1期分	貸借対照表+損益計算書+販売費及び一般管理費の内訳の分かる資料+法人概況説明書両面の写し
	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本	全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)の写し
個人	<input type="checkbox"/> 申告書類及び 交付要件確認書類	青色申告: 確定申告書B(第一表・第二表) + 所得税青色申告決算書(1~4面)又は収支内訳書 白色申告: 確定申告書B(第一表・第二表)+収支内訳書 市県民税申告: 市県民税申告書+収支内訳書
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	運転免許証, マイナンバーカード(表面), 住民票抄本などいずれか一つの写し